

B E L S 評価申請
ご担当者様

株式会社住宅あんしん保証
お問合せ先：技術管理部性能評価課
TEL：03-3562-8127

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価申請に係る平成29年4月1日からの変更等のご案内

平成 29 年 4 月 1 日からの建築物省エネ法の完全施行及びBELS制度の改正に伴い申請書等帳票を変更いたします。

つきましては、下記の通りBELS評価申請の注意点とあわせてご案内いたします。

なお、詳細につきましては弊社技術管理部性能評価課までお問い合わせ下さい。

記

1. 主な変更の内容

(1) 申請書等帳票の変更

「BELS評価申請書」「設計内容（現況）説明書」及び「評価物件掲載承諾書」を変更いたします。

4 月 1 日以降の申請分から、弊社ホームページより変更後の帳票をダウンロードのうえ申請書類の作成をお願い致します。

なお、4 月 1 日以降の申請に際しましては、従前（変更前）の様式は利用できません。

(2) 建築物省エネ法の完全施行に伴う改正

4 月 1 日以降の申請分から「平成 28 年省エネ基準」を満たす必要があります。

（「平成 25 年省エネ基準」は利用できなくなります。）

変更申請についても同様の取り扱いとなりますのでご注意ください。

（平成 29 年 3 月 31 日以前に「平成 25 年省エネ基準」で交付を受けた場合でも平成 29 年

4 月 1 日以降の変更申請については「平成 28 年省エネ基準」を満たす必要があります。）

(3) BELS制度の改正に伴う変更

住宅について「ゼロエネ相当」に加えて「ZEHマーク」の表示が可能となります。

なお、「ZEHマーク」の表示については、ZEH（Nearly ZEHを含む）の基準を満たしていることが条件となります。

2. その他BELS評価申請の注意点

(1) 申請にあたり、省エネ基準（外皮基準：UA値・ η AC 値、一次エネルギー消費量）に適合することが必要です。

(2) 申請にあたり、BELSに係る評価物件掲載承諾書による承諾がない場合は、申請の受付ができませんのでご注意ください。

以上